ここ見て!たはら

09 子どもと障害者(児)のための手当制度の紹介

子どものための手当制度や、障害者(児)のためのさまざまな手当制度を紹介します。
必要な手続きはそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

子どものための手当制度

▶子育て支援課　☎23-3513　◀市HP

児童手当

【対象】18歳に達する年度の末日までの児童を養育している方
【所得制限】無
【支給時期】原則偶数月の7日
【支給開始】申請月の翌月から

田原市遺児手当

【対象】児童扶養手当と同様
※公的年金受給の有無は問いません。
【支給月日】原則奇数月の25日
【支給開始】申請月の翌月から

児童扶養手当

【対象】離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(例:身障手帳1～2級程度)の状態にあり、18歳に達する年度の末日までの児童(児童が障害者の場合は20歳未満)を養育している方(公的年金の受給者は、公的年金の受給額によっては対象外)
【支給月日】原則奇数月の11日
【支給開始】申請月の翌月から

愛知県遺児手当

【対象】児童扶養手当と同様(公的年金の受給者・児童が加算対象になっているときは対象外)
【支給月日】原則奇数月の25日
【支給開始】申請月の当月から

障害者(児)のための手当制度

▶地域福祉課　☎23-3697　◀市HP

田原市障害者手当

【対象】市内に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方
【支給月日】原則7・11・3月の25日
【支給開始】申請月の翌月から

障害児福祉手当(※)

【対象】次の全てに該当する方
- 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- 障害を支給理由とした年金を受けていない方
- 施設に入所していない方

【支給月日】原則5・8・11・2月の10日
【支給開始】申請月の翌月から

特別児童扶養手当(※)

【対象】20歳未満で、精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方
【支給月日】原則4・8・11月の11日
【支給開始】申請月の翌月から

愛知県在宅重度障害者手当(※)

【対象】次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳1～2級の該当者
- 療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
- 身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者

※施設入所者・3カ月以上継続して入院している方・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。
【支給月日】原則4・8・12月の25日
【支給開始】申請月の翌月から

特別障害者手当(※)

【対象】次の全てに該当する方
- 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- 施設に入所していない方
- 継続して3カ月以上の入院をしていない方

【支給月日】原則5・8・11・2月の10日
【支給開始】申請月の翌月から

※愛知県在宅重度障害者手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当は、年1回、8月中に所得状況届を提出する必要があります。必要書類などは受給者宛てに郵送します。